8/30 [illegible] –[illegible]

[illegible]8[illegible]30[illegible] –[illegible]

[illegible]
[illegible]6[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]

○[illegible]8/30[illegible]18:30[illegible]
○[illegible]
[illegible]→[illegible]

[illegible]

○[illegible]
[illegible]
[illegible]1986[illegible]2014[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]

○[illegible]
[illegible]NPO [illegible]

反貧困ネットワーク埼玉講演会２０１７

反-貧困
ANTI-POVERTY CAMPAIGN

誰もがチャンスを掴める社会へ

—司法修習生の給費制実現を果たした運動から学ぶ

講師：高田一宏さん（弁護士）

日本で弁護士になるためには、司法試験に合格した後１年間、**「司法修習生」**の期間を避けて通れません。

しかし、その期間の生活のために設けられていた**給費制度**が、６年前に廃止されました。

代わりに設けられたのが、国家が司法修習生に対して金を貸すという「**貸与制度**」でした。

「弁護士がキャリアスタートの時点で多額の借金を背負わされるのはおかしい」

「お金に余裕のある人しか弁護士になれないのはおかしい」

そんな重いから、2011 年に司法修習生の給費制度が廃止されて以降、若手弁護士を中心として制度の復活を求める運動が繰り広げられましたが、その結果、**今年無事給費制度が復活しました。**

教育費の高騰、奨学金制度の不十分さが叫ばれ、普遍的な福祉が求める声が上がりつつある昨今、弁護士でない人にとっても、司法修習費用の給費制を実現した運動から学ぶことは多いはずです。

8 月の講演では、この問題に精力的に取り組み、運動を引っ張った高田一宏弁護士をお呼びし、給費制復活に至った経緯や、弁護士としてこうした運動をする意義などについてお話いただきます。

日時：**8/30（水）**

場所：埼玉総合法律事務所 3 階大会議室
（JR 浦和駅西口から徒歩 10 分）

予約不要・参加無料

［主催］反貧困ネットワーク埼玉
問い合わせ：antipovertynet.saitama@gmail.com

[講師プロフィール]

高田 一宏（たかだ かずひろ）

1986 年生まれ。2014 年に弁護士登録後、池袋市民法律事務所入所。
学生や若手法律家のネットワーク「ビギナーズ・ネット」の中心メンバーとして、給費生廃止問題の普及・給費生復活を求めて精力的に活動。